新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応(2020年11月9日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

12月の非タイ国籍者向け特別便（東京発）

- 東京タイ大使館より下記日程が発表されました。
  http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/9645/

日付	フライト	予約開始	登録締切日	日付	フライト	予約開始	登録締切日
2020年12月3日	TG643	11月11日午前10時	2020年11月24日	**2020年12月17日**	TG643	11月24日午前10時	2020年12月9日
2020年12月4日	JL031	11月11日午前10時	2020年11月25日	**2020年12月18日**	JL031	11月11日午前10時	2020年12月10日
2020年12月6日	TG643	11月17日午前10時	2020年11月26日	**2020年12月20日**	TG643	12月1日午前10時	2020年12月11日
2020年12月10日	TG643	同上	2020年12月2日	**2020年12月24日**	TG643	12月1日午前10時	2020年12月16日
2020年12月11日	NH847	11月10日午前8時	2020年12月3日	**2020年12月25日**	NH847	11月11日午前8時	2020年12月17日
2020年12月13日	TG643	11月24日午前10時	2020年12月4日	**2020年12月27日**	TG643	12月8日午前10時	2020年12月18日

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

12月の非タイ国籍者向け特別便（関西発）

- 大阪タイ総領事館より下記日程が発表されました。
  http://www.thaiconsulate.jp/topics_detail1/id=984

日付	フライト	予約開始	書類締切日
2020年12月3日	TG623	11月11日午前10時	2020年11月20日
2020年12月10日	TG6231	11月11日午前10時	2020年11月30日
2020年12月17日	TG623	11月17日午前10時	2020年12月7日
2020年12月24日	TG623	同上	2020年12月14日

1. オンライン登録フォーム（https://forms.gle/pxwL4bGHrwu5DBAX7）を入力し、必要書類を締切日までに提出してください。
2. 全ての申請者は全ての必要書類をPDF形式で、それぞれのファイル名を1 passport photo、2 visa or re-entry page、3 air ticket、4 declaration form、5 health insurance、6 ASQ reservation、7 reason for entryとして保存した上で、1～7の順序通りに並べrtcgosaka.coe@gmail.comに添付ファイルとして提出する必要があります。

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

12月の非タイ国籍者向け特別便の搭乗申込手続

COE申請のための入国理由を示す書類（永住者、タイ国籍を有する者の家族、学生・留学生、医療行為、観光ビザ(TR)は省略）

- **就労もしくはビジネス（投資）目的：**パスポート内のノンイミグラントビザBまたはIBのページ
- **就労者の家族：**戸籍謄本、以下のいずれかの書類コピー　1.タイ労働省発行の労働許可証　2.タイ労働省発行のForm WP3(労働許可証の事前審査受理書)　3.タイ投資委員会(BOI)が発行した証明書　**4．就労者の Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT) の証明書**
  IEATフォーマット　http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/ 20200818%20ตัวอย่างเอกสารVISA%20newCV19/IEAT%20letter.pdf
- **タイ・プリビレッジ・カード　(Thailand Privilege Card)　保有者：**有効なタイランドエリートカード、タイランド・プリビレッジ・カード社　(Thailand Privilege Card Co., Ltd. / Thailand Elite)、またはタイ王国観光・スポーツ省、または関係政府機関発行の書類
- **メディア制作または撮影目的：**タイ王国観光・スポーツ省観光局タイフィルム事業部発行の許可書のコピー
- **退職者長期滞在ビザ(O-AまたはO-X)保有者：** 有効なO-A、またはO-Xビザのコピー、有効な再入国許可印および滞在許可印ページのコピー　(もしあれば)、居住証明書　(もしあれば)
- **有効なAPECカードを保有し、日本からタイに渡航する日本国籍者：**有効なAPECカードの両面のコピー

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

ノンイミグラント-Bビザ（ビジネス/投資）必要書類

- 滞在目的と条件：
  A. **事業提供者との会合または商談**
  B. タイ不動産を所有している投資家またはタイ国債を保有する投資家（両者とも投資金額が300万バーツ以上）
- 14日以上の滞在で、上記目的のみ
- 入国可能回数：シングルエントリーのみ（入国後90日間の滞在が許可されます）
- 必要書類（上記Aの場合）
  1. 有効な旅券 2. 申請書 3. 申請者カラー写真1枚 （サイズ 3.5×4.5cm）
  4. タイの事業提供者、会社からの英文招聘状原本*（Invitation Letter）
  *招聘状は会社のレターヘッド入りの用紙に、申請者名、就労時の役職、入国日（大使館発表の特別便の渡航日が記載）、就労期間、必要とされるビザの種類、社判・社印・角印入り、そしてタイ商務省発行会社謄本に名前が記載されている代表者の直筆署名を含む
  **招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請と共に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出
  5. タイ商務省発行の会社登記簿謄本コピー　*200万バーツ以上の資本金
  6. 日本における現在の雇用主/会社からの英文推薦状原本*（Recommendation letter）
  **推薦状は会社のレターヘッド入りの用紙に、申請者名、就労時の役職、入国日（大使館発表の特別便の渡航日が記載）、就労期間、必要とされるビザの種類、社判・社印・角印入り、そしてサイン権者の直筆署名を含むこと
  7. 航空券（Eチケット）または航空会社発行の予約確認書コピー*　*申請者名、タイ入国日、大使館発表の特別便であること
  8. 以前、タイで就労したことがある申請者は、以前の就労許可書のコピー
  9. **申請者の銀行残高証明書 過去6か月分**（各月500,000バーツに相当する額以上の残高が証明できること）
- 詳細はこちらをご確認ください→　http://site.thaiembassy.jp/jp/visa/type/9564/

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

©2020 A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd. All rights reserved.無断転載禁止

IEAT恩典によるタイ渡航のフロー

タイでの就労目的でタイ工業団地公社(IEAT)管轄下の工業団地所在企業が
日本からの外国人駐在員とその家族をタイに招待する手順

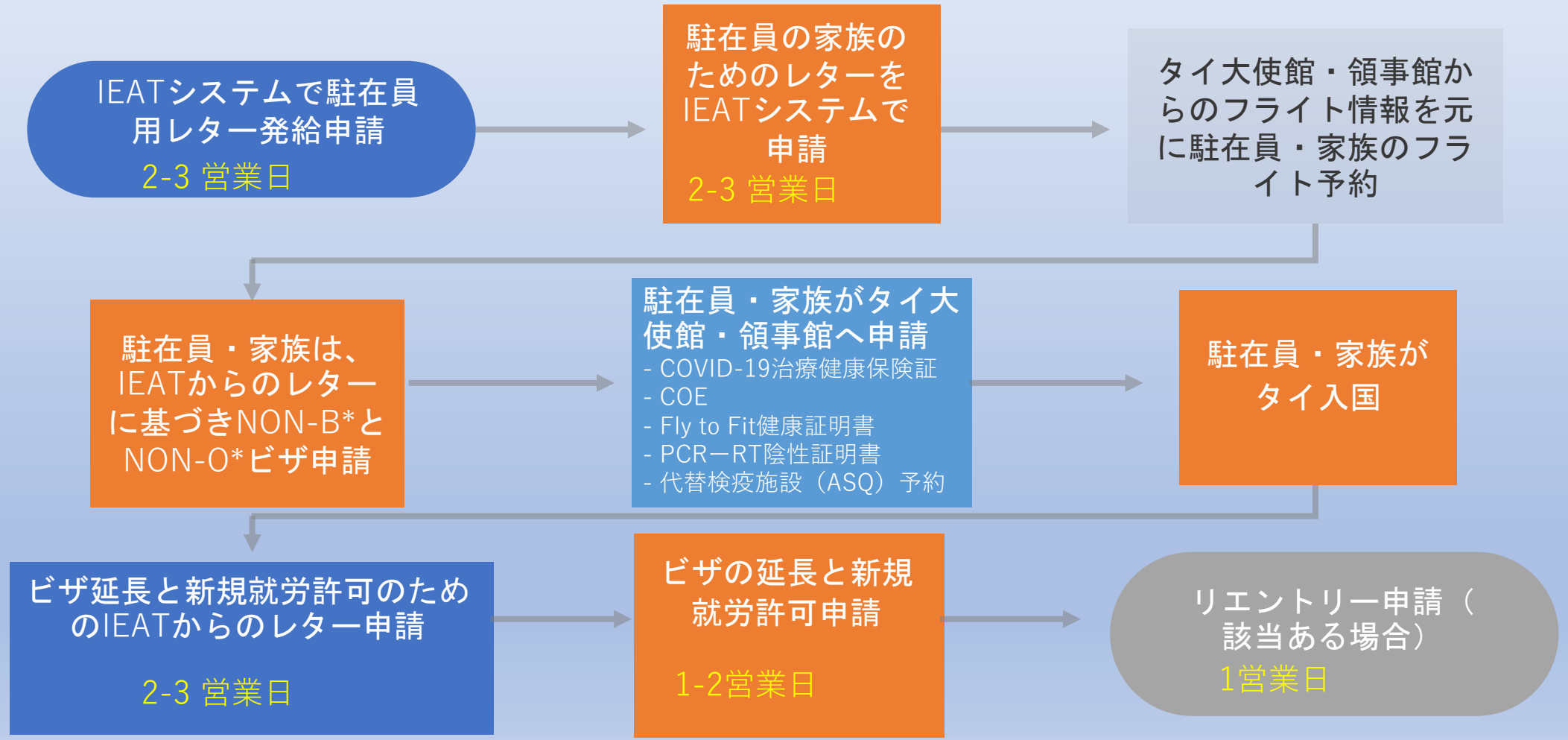

* NON-B及びNON-Oビザ、COEの必要書類、所要期間は各国で異なりますので申請前に各大使館・領事館へご確認願います。